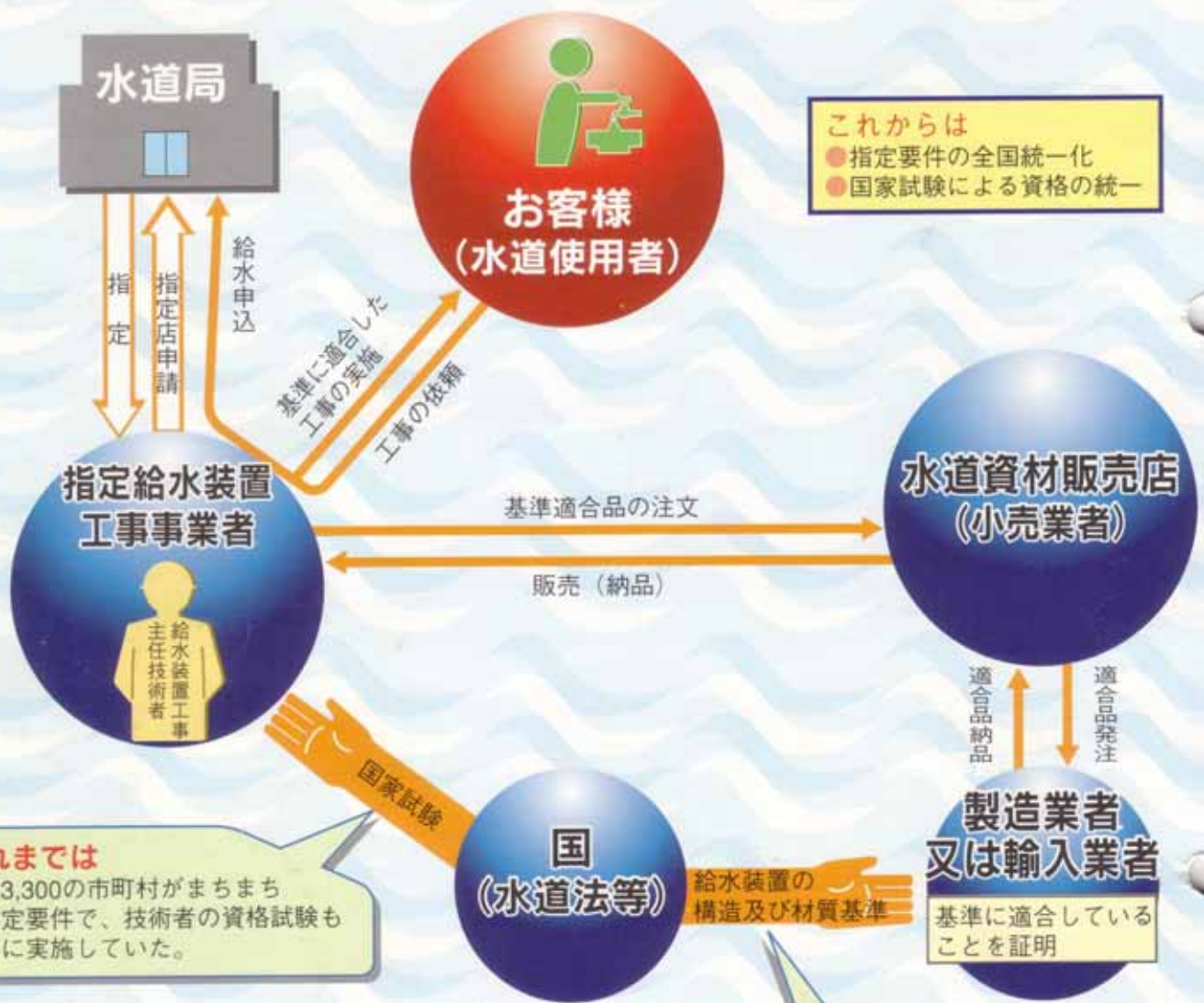


水道にも規制緩和の波が...



これまで
 全国3,300の市町村がまちまちな指定要件で、技術者の資格試験も別々に実施していた。

これまで
 水道局の型式承認、検査を受けなければ、使用できなかった。

**これからは
 国家資格!**



これまでの資格は...

給水装置工事の申し込みは

水道局が指定した指定給水装置工事事業者（旧指定店）が給水装置の工事を行います。指定給水装置工事事業者には、国家資格である給水装置工事主任技術者がおり、安心です。指定給水装置工事事業者でない業者が施工した場合は、給水を受けられないこともあります。

指定給水装置工事事業者のことについて、水道局配水課 給水工事係（TEL 832-4174）にご相談ください。